

論 説

邱永漢「密入国者の手記」における創作と事実の混交

——亡命者が生き残る戦略として——

和泉 司

目次

はじめに

第1節 創作から事実とされた王育徳の「裁判」

第2節 「密入国者の手記」成立時期の確認と過程

第3節 「密入国者の手記」における游天徳と王育徳の齟齬

第4節 邱永漢は「密入国者の手記」をどのように語ったか

むすびに

(要約)

小説「密入国者の手記」は邱永漢のデビュー作であり代表作の一つとして高く評価されている。しかし、主人公・游天徳のモデルが実在の台湾独立運動家であり邱永漢の友人であった王育徳であるということが広く知られている一方、内容についての事実関係調査が進んでいなかった。本稿では、王育徳が1953年秋に密入国を警視庁に自首した後、「裁判」は受けておらず、入国管理局マターで在留特別許可を得たことを確認した。そして、「密入国者の手記」の内容とモデル・王育徳の実情との差異を確認し、また「裁判」という舞台を導入することで、日本社会に受け入れられやすい内容となった可能性を示した。そしてそれが邱永漢の日本における作家デビュー戦略の最初的手段であったことを指摘し、亡命者である邱永漢や王育徳が、戦後日本で生き残ることがいかに大変なことであったかを、邱永漢や王育徳のテキストから学んでいくことの重要性を主張した。

はじめに

邱永漢（1924～2012）の作家としてのデビュー作である「密入国者の手記」（『大衆文芸』1954年新年号）は、その代表作の一つとしてよく知られている¹。

「密入国者の手記」は、游天徳という台湾人青年が、自身の「密入国」裁判を担当している日本人判事に対し、自らの経歴と「密入国」せざるをえなかった事情を訴える書簡という体裁を取っている。游天徳は第一審、第二審と続けて「退去強制」処分の判決を受けており、第三審の初回審理を終えた当日夜に、この書簡を書いている、とテキスト冒頭で述べる。

游天徳はこの書簡に、以下のように書いている。

自分は日本統治期の台湾・台南市に生まれ、台湾人として差別されながらも「日本人」として学業を修め、東京帝大まで進んだが、兵士としての志願を強制されることを避けて台湾に帰った。日本敗戦後、台湾は中国に「復帰」したが、進駐してきた中国人も台湾人を差別したために二・二八事件が起きた。その最中に多くの台湾人が殺され、自分の生命の危険を感じて日本へ亡命してきた。そして、日本統治の結果、台湾人は日本人とも中国人とも違う「台湾人」になった、と述べる。游天徳の書簡を通じて、このテキストは、台湾人が日本統治時代も中国「復帰」後も変わらず自らの意志によって自らの将来を決定する権利を奪われていることを示している。

そのような状況下で、游天徳は密入国後に東大に復学し、東洋史の勉強に励む自分、国家の都

合で国籍を次々に変えられ、住む場所すら失いそうになっている自分への「寛大な判決」を求めるのである。

この小説の掲載誌である『大衆文芸』は、戦前から著名であった時代小説家の長谷川伸が主宰する同人グループ・新鷹会の機関誌であった。同人グループといっても、新鷹会には当時すでに人気作家であった村上元三、山手樹一郎、山岡荘八等多くの時代小説家がメンバーとして在籍しており、そのメンバーや『大衆文芸』に掲載されたテキストは、度々直木賞候補、そして受賞作となっていた²。

邱永漢が「密入国者の手記」を『大衆文芸』で発表したのは、日本統治期の知人で、当時新鷹会に参加し大衆小説家として活動していた西川満にその原稿を預けたからである。西川はこの原稿を新鷹会の定例勉強会（十五日会と呼ばれていた）で、同会のルールに従い参加者の前で代理朗読したという³。「密入国者の手記」はその場で参加者の絶賛を得て、『大衆文芸』への掲載が決まったのである⁴。

1948年10月に台湾から香港に亡命し、そこで台湾再解放同盟に参加しつつ、貿易業で財を築いていた邱永漢は、この絶賛を受け、日本で小説家になることを思い立つ。香港での生活に飽きてきたこと、それまで行ってきた事業が頭打ちになりつつあったこと、そして生まれたばかりの長女の病気治療のためもあって、日本へ移住したのである⁵。それが1954年4月のことで、それから作家そして起業家・投資家として活躍し、「金儲けの神様」という異名を得る存在となったのは周知の通りである。

このように、邱永漢の「活躍」のきっかけが、「密入国者の手記」の発表にあったことは間違いない。このテキストが評価され、作家となる意志を固めたことによって、邱永漢は日本へ移住し、その後の活動・活躍の足場を得ることができたのである。つまり「密入国者の手記」は邱永漢の人生を大きく変えたと言えよう。

そして、もう一つ「密入国者の手記」に関して重要な点がある。それは、邱永漢自身が、主人公・游天徳のモデルが王育徳（1924～1985）であると明言していることである。

王育徳は、2021年現在において、台湾語研究、現代台湾史、日台関係史、台湾独立運動史に大きな足跡・事跡を残した人物として知られている。邱永漢と同じく1924年の台南市生まれ、台北高校・東京帝大でも同窓で、親友かつライバルという存在であった。王育徳は「密入国者の手記」の游天徳と同様に二・二八事件後に日本へ亡命し、東京大学に復学して台湾語の研究を行った。1950年4月に旧制大学の1年生として復学後、新制大学院の修士・博士課程までを終え、1960年に台湾青年社を設立し雑誌『台湾青年』を創刊・刊行。この編集・出版・宣伝活動と、自身の研究を並行して継続し、1974年には明治大学の教授となった。日本における台湾独立運動の維持・発展に尽力し、1970年代以降は台湾人元日本兵の補償問題解決にも奔走した。しかし1985年、故郷台湾に帰ることなく、日本でその生涯を終えた。1990年代以降、台湾の民主化が進む過程で、日本で出版した王育徳の著作（日本語）は台湾でも翻訳出版されるようになり、2000年からは全集も刊行された。2018年には、故郷である台南市に王育徳記念館も開かれている。

このように、現在では王育徳は現代日台関係史において著名な人物となっているが、「密入国

者の手記」が発表された当時はまだ無名の大学院生であり、その頃は邱永漢もモデルの名前を明らかにしていなかった。

邱永漢が「密入国者の手記」に関して王育徳の名前を上げたのは、1971年に『週刊現代』誌上で「私の金儲け自伝」を発表した時である⁶。この時、王育徳は明治大学の専任教員であり、日本における台湾独立運動の主要人物になっていた。邱永漢は次のように王育徳を紹介し、日本亡命後に「密入国」を自首するに至った経緯を説明した。

私は商売もひまになって再び時間をもてあますようになっていたし、小説を書きたいという気分にもなっていたが、その私に小説を書くきっかけを与えたのは、私の学生時代のクラスメイトであった王育徳君が日本へ密入国したカドで、強制国外退去の判決を地裁から受けた事件であった。

(中略)

ただ王君は台湾で結婚して、すでに奥さんとお嬢さんがあった。奥さんはご主人に会うために、お嬢さんを連れて、台湾から観光旅行の名目で東京へ来て、三人が住むようになった。しかし、観光ビザは二カ月しか有効期間がなく、病気その他の理由で延期を申請しても二回更新して六カ月までしか滞在を許されない。奥さんのビザが六カ月目になったとき、王君は(略)自分が自首して出て、裁判の結果、居住を認められるようになったら、女房子供も追い立てられないですむだろう、だからいっその機会に白黒をつけてもらうことにしよう、と考えて、警視庁に自首して出た⁷。

また1980年には、王育徳も『台湾青年』誌上で自身がモデルであることに言及し⁸、邱永漢、王育徳両者がそれを公に認めるところとなった。

そしてさらに、1994年に『邱永漢 短編小説傑作選 見えない国境線』(新潮社)の出版に際して、邱永漢は「密入国者の手記」執筆の経緯をまえがきで以下のように記述した。

真先に書いた小説は「密入国者の手記」である。私の高校時代の学友で、のちに明治大学教授になった王育徳君(故人)が終戦後香港経由で台湾から日本へ密入国し、東大の大学院で勉強をしていた。そこへ奥さんと娘さんが観光目的で来日し、一緒に住んでいたが、滞留期間の更新は二回しか許されなかった。このままだと強制退去を命ぜられるので、王君は密入国していたことを警視庁に自首して出た。もし自首して出たことによって特別滞在が許可されれば、家族も自動的に日本に居住することができると思ったのである。ところが、案に反して一審も二審も、裁判の結果は「強制退去」になった。

ちょうどそこへ香港に住んでいた私が東京へ来て、王君からその話をきいた。(中略)僕が世論に訴えてあげると申し出て、長谷川伸先生の主宰する「大衆文芸」誌に小説を書いて掲載してもらった。王君はこの小説を裁判官に提出して首尾よく滞在許可をもらうことができた。はたしてこの小説が功を奏したのかどうかは私にはわからないが、そういったいきさ

つがある⁹。

「密入国者の手記」は二・二八事件に言及した小説であり、台湾の日本統治史を簡潔にまとめあげた点でも重要なテキストである。そして、発表後十数年を経てそのモデルが明かされることによって、1990年代以降の台湾文学研究の発展の中で、このテキストを読む際には常に「王育徳」というモデルの存在が想起されるようになったと言えよう。

しかし、その一方で、「密入国者の手記」における事実即した部分と、邱永漢による創作部分の区分けについての検討はほぼ行われてこなかった。本稿ではその点に着目し、邱永漢が創作した部分について、その「創作」が「密入国者の手記」の読解と受容にどのような効果をもたらしたのかを検討する。なぜなら、この読解と受容には1971年以降、游天徳のモデルが王育徳であることが明らかにされたことによって、新たな方向性が付与されたと推測できるからである。

「密入国者の手記」の先行研究は——もちろん本稿も——基本的に「王育徳がモデル」というテキストの外部情報を踏まえた上で論じられている。そうである以上、1954年の発表時から1971年までの読まれ方とは違っているし、そして1990年代に邱永漢が新たな自伝等¹⁰によって自身の台湾・香港時代を語ったことにより、「密入国者の手記」の読解と受容にはさらに違いが生じているはずである。

実際のところ、90年代以前にはこのテキストについての先行研究等は存在しないので、研究の変化を追うことはできない。しかし邱永漢がこのテキストを自らの経歴の中でどのように位置づけてきたかを捉えることで、このテキストを読み継ぐことの意義を見直す契機を作り出すことができるだろう。そのような目的の下、「密入国者の手記」の成立とその後の過程を検証・考察する。

第1節 創作から事実とされた王育徳の「裁判」

先に述べたように、邱永漢と王育徳は同年生まれ同郷出身、学歴・経歴も相似する親友同士、という理解が一般にも伝えられている¹¹。その一方で、先行研究では両者の関係が良好ではないように語られてきた。例えば岡崎郁子は、次のようなことを書いている。

（略）（邱永漢が—引用者注）それも親しかった竹馬の友とその兄に降りかかった悲劇（王育徳の亡命とその兄・王育霖の死のこと—引用者注）を小説の題材にしたため、友やその一族にしてみれば他人には知られたくない家の恥まで暴露されたのだから、一連の作品が発表されたときには憤慨したらしい¹²。

この岡崎の記述を踏まえ、丸川哲史も次のように書いている。

（略）一九五〇年代の邱は、およそ廻りにいた人物をことごとく小説の題材として使い、材

料に使われた人々、特に王育徳の親類縁者とその後の不和軋轢を招いていたことも確かである¹³。

しかし王育徳自身は、生前に邱永漢が自分をモデルにしたことへの批判を公開したことはなかった¹⁴。王育徳による邱永漢の描き方に対する見解が初めて公になったのは、2011年に自伝『「昭和」を生きた台湾青年 日本に亡命した台湾独立運動者の回想 1924 ▶ 1949』（草思社）が出版された時である。そこでは、以下のように書かれている。

戦後、かれは日本に渡ってきて、文学活動を始めた。そのデビュー作は『密入国者の手記』といって、私をモデルにしたものであった。次に出したのが『濁水溪』で、これは兄の王育霖が「蘇判事」として登場する。無断でモデルにするとはひどいと思っていた矢先、『検察官王雨新』が出た。この中では、兄夫婦と兄嫁の実家が歪曲して描かれていて、いくらなんでもひどすぎると思った。小説の上とはいえ、かれがそんな目で私の家を見ていたかと思うと、あまりいい気持ちはしなかった¹⁵。

ただしここでも王育徳の筆致は抑え気味である。実際、王育徳は日本亡命後も継続して邱永漢との交友を続けていた。『台湾青年』49号（1964年12月）の「座談会 独立運動を語る」の中では邱永漢と王育徳が並んで参加し発言をしている様子が掲載されているし¹⁶、邱永漢が1972年4月に国民党政府と和解し台湾へ帰国した前後にも、二人は会って互いの意見を交わしている¹⁷。

さらに、王育徳の第二子である近藤明理によれば、王育徳と邱永漢は日本で開催されていた台北高校同窓会で定期的に会っていたという¹⁸。

王育徳と邱永漢には確執があり、日本に住みながら何十年も会うことがなかったという説があるようだが、二人の間にそのような確執はなかった。確かに、王は邱永漢の小説執筆に影響されて、自らが小説家になる夢を諦めた。しかし、その後も、普通に大人同士の付き合いは長く続いていたのである。二人は台北高校の同級生であり、毎年高校の同窓会や「ベガサス会」（クラス会）で顔を合わせた。

（中略）

1972年、邱永漢が蔣政権に招かれて台湾に帰ったことがあった。（中略）この件について『台湾青年』に批判記事を書く役目をあてがわれ、「正直言って気が進まない」と日記に書いている¹⁹。

邱永漢が次々に王育徳とその兄・王育霖をモデルとした人物を登場させたテキストを発表し続けたことを考慮すれば、岡崎、丸川の指摘は説得力がある。ただ、近藤の証言は近親として知り得た内容で、また王育徳の日記を踏まえており、非常に信頼すべきものである。邱永漢と王育徳

の間に意見の相違や対立、摩擦——第4節でも一部触れることになる——があったことは、台湾独立運動に対する関与の変遷・相違から考えても間違いないであろう。しかし、幼少期に知り合い、文字通り生死を賭ける経験を共有しながら台湾・日本で生き抜いてきた二人の友情は続いていたのである。

このような両者の関係とその変遷を考慮して、「密入国者の手記」の事実関係を検証する際、最初に取り組むべきは、「裁判」についてである。なぜなら、後述するように邱永漢自身が「密入国者の手記」は「裁判」に直面している友人の苦境を訴えるために描いた、と繰り返し語っているからである。そして、このテキストは游天徳が「裁判」を担当する判事宛に当てた書簡であり、「裁判」があってこそその体裁であるからだ。

邱永漢が「密入国者の手記」について語り始めたのは、直木賞受賞後に「濁水溪」「香港」以外のテキストが単行本『密入国者の手記』（現代書院 1956年2月）として出版された以降である。同書の後書きで、邱永漢は「密入国者の手記」は友人（名前は示さず）が理不尽な苦境にあることを世論に訴えるために書いたものである、と述べている。

その直後、『大衆文芸』1956年3月号に寄せた後述のエッセイ「遼東之豚」で、邱永漢は「東京へ着くと、友人の一人が密入国のために裁判に付せられ、強制国外退去の判決を受けて弱っていた。」という形で、「実際にあった裁判」をモデルにしていることに初めて言及した。

そして、大宅壮一編「続・わが青春放浪記」（春陽堂 1958年）収録の「一機会主義者の青春」においても、「裁判が開かれ、一審も二審も海外退去の判決が下され、ちょうど、最終審にさしかかったところに私が来合わせた」と記述した。その後、前述のように1971年、「私の金儲け自伝」において王育徳の名前を明らかにすることになる。このような経緯で、邱永漢は自分の友人が「裁判」の第三審まで進んだことを「事実」として語ったのである。

しかし、実際の「裁判」はどのようなものであったのかについての調査は、これまで全く行われてこなかった。そこで、筆者は「密入国」がどのような罪状で審理され、どのようにすれば在留特別許可を得ることができるのかを確認した。そして、「密入国」は出入国管理行政に関わる問題であり、第一に対応するのは裁判所ではなく入国管理局であることを知った。

つまり、「密入国」について自首した王育徳の案件は、警察から検察・裁判所ではなく入国管理局に送られて審査を受けたことになる。入国管理局でも裁判所に類似し、国外退去である「退去強制」の判定が下された場合も2回まで再審査を要求できる²⁰。さらに「退去強制」が決定した場合も、不服があれば裁判に訴え出ることが制度上は可能である。ただ、そうなると入国管理局での審査とその後の裁判という非常に長い期間の争いとなる。

王育徳が「密入国」について警視庁に自首したのは1953年秋である²¹。この時点で、「密入国者の手記」発表段階までに「裁判」（しかも第三審）まで進むことは時間的にかなり厳しい。この点について、近藤による記述が結果を明らかにしている。

ところで、『密入国者の手記』にも関連することなので、不法滞在者だった王育徳がどうやって滞在許可を取ったかについて、この機会に明らかにしたいと思う。

育徳から一年遅れて来日した雪梅（王育徳の妻—引用者注）と娘の曙薫のビザも切れた状態の1953年、雪梅が妊娠した為に、正式な日本滞在資格を得る必要が生じたのである。不法滞在のままでは役所に出生届を出せず、生まれてくる子は学校にも病院にも行けない。子供のことを考えて、不法滞在状況を解消しようと決めた育徳は、台北高校時代の恩師塩見薫氏に相談し、兄王育霖の同級生、有馬元治氏を頼ることにした。後に衆議院議員となる有馬元治は当時、内閣参事官として吉田茂首相の側近として働いていた。

（略）事情を聞いた有馬は「分かりました、これは政治亡命ですね。お兄さんが二・二八事件で殺されたことは残念だった。弟の君の命まで取られるわけにはいかない。」と言って、即座に警視庁に電話を掛け、翌日、育徳の出頭に自分が付き添っていく話をつけた。政府の要人が付き添って出頭してきた東大生に対して、警視庁の担当課長の扱いは丁重であった。結局、保証人を三人立てれば、在留を許可するということになり、有馬氏と東大の倉石武四郎教授と刑法の第一人者小野清一郎教授が保証人となって、王の滞在申請はお咎めなく受理されたのである。その後、数回、倉石教授と共に警視庁に面談に向向ただけである。

以上のことは詳しく王が書き残しているものがあるので、いつか機会があったら発表したいと思っている²²。

このように、王育徳の案件は警視庁から入国管理局の扱いとなり、そこでの審理を経て在留特別許可が下りた、というのが事実なのである。そして王育徳自身も、1976年に恩師・倉石武四郎の追悼文を発表する中で、以下のように書いている。

昭和二十八年になって警視庁に密入国を自首し、入管に移って仮放免、特在と一つ一つのステップを踏み、滞在問題を解決していく、わずらわしく長い年月、先生はずっと私の保証人になられ、何回も保証書や嘆願書を書かれたほかに、私といっしょに警視庁や入管に出頭されたこともあった²³。

入管＝入国管理局で「仮放免」を受け、その後倉石武四郎をはじめとする人々に保証人となってもらい日本滞在許可を得てきたことを、王育徳はシンプルに記述しており、「裁判」という単語はない。

さらに裁判資料からの証明も必要だろうか。しかし2021年の時点で、1950年代の裁判資料を閲覧することはほぼ不可能であり、そこからこの件の裏付けをとることは困難である²⁴。

だが、「密入国者の手記」についていえば、その執筆から発表の過程と、王育徳の当時の状況を照らし合わせることで、さらなる検証が可能である。次節では、邱永漢の発言とテキスト内容に照らし合わせて、「裁判」が創作される経緯を考えてみる。

第2節 「密入国者の手記」成立時期の確認と過程

ここからは、邱永漢や王育徳が書き残した文章から、「密入国者の手記」の執筆・発表前後の時期における両者と王一家の状況を確認し、「裁判」が行われていないことを状況的に確認していこう。以下に掲げた「密入国者の手記」関連年表を参照しつつ、検討を進める。

まず、作者である邱永漢の発言から、「密入国者の手記」がいつ、どのような状況で執筆されたのかを見てみたい。

最初に確認するのは、先述した『大衆文芸』1956年3月号に掲載された「遼東之豚 わが受賞の弁」というエッセイである。これはタイトルにあるとおり、直木賞受賞が決まった（1956年1月）直後の時期に書かれ、発表されたものである。この中で、邱永漢はデビュー作を書いた動機や状況について述べている。

私のはじめて小説と称することの出来るものを書いたのは三年前（昭和二十八年）の十月で、その年、私は商用のために東京と香港を二回往復した。二度目に来たのは確か八月中旬で、先を急ぐ旅でもなかつたので、船に乗ることにした（中略）東京へ着くと、友人の一人が密入国のために裁判に付せられ、強制国外退去の判決を受けて弱っていた。彼は戦争中、東大を中退して国へ帰つたが、戦後政治的な理由から身に危険を感じて香港へとび出し、香港から闇船に乗つて日本へ戻り、又もとの大学で研究を続けていた。家から多少の仕送りもあり、別に日本政府に生活の面倒を見て貰いたいわけではないので晴れて台湾へ戻れるようになるまで、暫くの間、居住権を認めてもらいたいというのが彼の小さな願ひであった。良識ある日本人ならこの程度の願ひをきいてくれるだろうと私は信じ、それを訴えるために筆をとつたのが「密入国者の手記」である。

しかし、当時、私は日本の文壇に全く手がかりがなかつた。ふと台湾時代に色々と面倒を見ていただいた西川満さんを思い出し、丁度、急いで香港へ帰らねばならない用事が出来たので原稿を郵送して、若し小説の形をなしていたら、どこかへ世話していただきたいとお願いしておいた。それが新鷹会の席上で朗読され、この世界では大先輩にあたる方々の支持を得て、昭和二十九年一月号の「大衆文芸」誌上に、発表された。

この記述から、邱永漢が「密入国者の手記」を執筆したのは1953年10月であることがわかる。代読されたのは10月か11月の十五日会であるだろう。12月では1954年新年号の印刷には間に合わない。

一方、当時の王育徳は1949年7月4日に台湾を脱出し、香港へ亡命。香港では邱永漢の世話になり、三週間後にイギリス船籍の船に乗り込んで、日本へ密航する手はずが整った。王育徳は無事に神戸に上陸し、親類を頼って上京し、東大の倉石武四郎教授を訪問した²⁵。その時の様子を、次のように書き残している。

| 「密入国者の手記」関連年表 (本稿参照資料を基に筆者作成) | | | | |
|-------------------------------|------|----------------|----------------|----------------|
| | | 邱永漢 | 王育徳 | 游天徳 |
| | | | 王育徳、滯台 | 游天徳、滯台 |
| 1945 | 8 | 日本敗戦・台湾「光復」 | | |
| | | | 王育徳、「新生之朝」上演 | 游天徳、「南寧門」上演 |
| 1946 | 1 | | | |
| | 2 | 邱永漢滯台 | | |
| 1946 | 6 | | | 游天徳、結婚 |
| | | | | 游天徳、「壁」上演 |
| | 秋 | | 王育徳、「青年之道」上演 | |
| 1947 | 1 | | | |
| | 2 | 二・二八事件 | | |
| | | | | 游天徳、香港経由で日本亡命 |
| 1948 | 10 | 邱永漢香港亡命 | | |
| 1949 | 5 | | | |
| | 7 | | 王育徳香港経由で日本亡命 | |
| | 10 | | | |
| 1950 | 4 | | 王育徳東大復学 (旧制1年) | |
| | 6 | | | |
| | 12 | | 王育徳の妻子来日 | |
| 1952 | 春 | | | 游天徳の妻子来日 |
| | 10 | | | 游天徳、警察へ出頭 |
| | 11 | | | 游天徳、第一審有罪 |
| | 12? | | | 游天徳、第二審有罪 |
| 1953 | 1? | | | 游天徳、第三審判事へ書簡提出 |
| | 4 | | 王育徳、大学院入学 (新制) | |
| | 7 | | | |
| | 8 | 邱永漢訪日 | | |
| | 9 | | 王雪梅、妊娠が分かる | |
| | 9~10 | 邱永漢、王育徳宅を訪問 | | |
| | 秋 | | 王育徳、警視庁に自首 | |
| | 10 | 邱永漢「密入国者の手記」執筆 | | |
| | 12 | 邱永漢「密入国者の手記」発表 | | |
| 1954 | 4 | 邱永漢日本へ移住 | | |
| | 8 | 邱永漢、榎一雄と知り合う | | |
| | 8~10 | 邱永漢「濁水溪」発表 | | |
| | 10 | | 王育徳、在留特別許可が下りる | |
| | 12 | 邱永漢『濁水溪』出版 | | |
| 1955 | 1 | 邱永漢、直木賞を逃す | | |
| | 3 | 邱永漢「故園」発表 | | |
| | 8 | 邱永漢「検察官」発表 | | |
| | 7~10 | 邱永漢「香港」発表 | | |
| 1956 | 1 | 邱永漢、直木賞受賞 | | |

昭和二十四年の夏、香港から首尾良く日本に密入国して東京におちつくやいなや、私は東大中文研究室をたずねた。(中略) ドアをあけるといきなり先生のお姿があった。

「先生、王です。まだおぼえておられますか」

と声をはずませると、先生は眼鏡の奥で大きな目玉をむいて

「あ、王君だね。おぼえているとも」

この一言で私は救われたと思った。来年度からの東大復学はきっとかなえられると直覚した。私の日本での生活設計もこのとききま^マったと^マ同然である。

(中略)

復学して何を研究テーマとするかときかれ、私は「台湾語の研究です」ときっぱり答えた²⁶。

王育徳は帝大時代の入学生だったために旧制の一年生として東大に復学した。旧制の学部課程

は三年で終わる。王育徳は、引き続いて1953年4月、新制大学に設置された大学院に進学した。²⁷

一方、王育徳の妻子・王雪梅と王曙薫は、1950年12月、日本にいる王雪梅の義姉を訪問するという名目で来日し、王育徳と東京で暮らしていた。最長6ヶ月の観光ビザは、かなり前に期限を過ぎていた。つまり、王一家は全員この時点で不法滞在の状況であった²⁸。

王育徳が警視庁への自首を決意したきっかけは、先に引用した近藤の記述にある通り、妻の王雪梅が第二子を妊娠したからである。生まれてくる子どもが無国籍・無権利状態になることを危惧した王育徳は、自首することによって在留特別許可が下りることを期待していたのである。これが1953年の秋である²⁹。

ここで、先に見た邱永漢の「密入国者の手記」執筆状況と対照してみよう。

邱永漢が来日したのは1953年8月中旬以降であり、香港へ戻ったのは10月である。では、王育徳が妻の妊娠を知ったのはいつだったのか。王夫妻の第二子・近藤明理の誕生日は1954年4月18日である³⁰。当時の産婦人科の診断能力では、誕生日から逆算して、妊娠が確定できるのは1953年9月中旬頃であろう³¹。つまり、邱永漢が来日し、王育徳と面会したのは、ちょうど王夫妻が第二子妊娠の事実を知った直後、遅くともその1ヶ月後程度（1953年9月～10月）の時期になる。そして「密入国者の手記」を執筆したのは前述の通り、1953年10月。これでは、邱永漢が王育徳と面会し、王育徳から自首をする決意を聞き、「密入国者の手記」を完成させるまでの期間は、一ヶ月程しかない。

この短期間に、王育徳が警視庁への自首し、そこから入国管理局に送られ、そこでの審理を経て「退去強制」処分が確定し、それへの異議申し立てを行い裁判所に訴え、第一審、第二審まで敗訴し、さらに控訴して第三審を迎える…というのは不可能であろう。このように邱永漢と王育徳双方の記述からも、「裁判」は創作であることがわかるのである。

第3節 「密入国者の手記」における游天徳と王育徳の齟齬

「裁判」が創作であることを確認した上で、ここからは、游天徳の創作部分を検討してみよう。モデルと公表された王育徳の実際の活動と、游天徳の活動としての記述の差異から、邱永漢によるこのテキスト執筆時の戦略を確認することができるからである。

まず最初の差異は、游天徳が中国「復帰」後の台南で執筆・上演した演劇の内容である。

「密入国者の手記」の中で、游天徳は日本の敗戦後の台湾で演劇活動を行う。

終戦は殆んど信じられぬ事件でしたが、それは私ばかりでなく、殆んどすべての台湾人に大きな喜びをもたらしました。後で考へてみれば、日本人は台湾の為にずいぶんいゝ事もしてきましたが、日本人に圧迫支配されてゐるといふ印象を誰しもが抱いてゐただけに遂に解放された、といふ感じをその時はもつたからであります。終戦になると、私は早速畜産会社をやめ、今こそ劇団を組織して啓蒙的な演劇をはじめるときだと考へ、早速その実行にとりかゝ

りました³²。

こうして游天徳が最初に作成、上演した戯曲が「寧南門」で、その内容は以下のようなものと述べられていた。

(略) 日本の新しい教育を受けて帰った大学出の青年が、親の望む結婚をふりきつて貧乏な家の娘に求婚する所が貧乏な娘の所へは町一番の金持から妾にくれといふ申出がありその父親は娘を貧乏書生よりは寧ろ金持へ輿入れさせようとして貧乏書生の出入を拒む。娘は悲観のあまり家をとび出して寧南門といふ古い城址のある所まで来て自殺をしようとし、追つかけてきた青年に助けられる、といふ甚だ通俗的なメロドラマでありました³³ (略)

一方、王育徳が台湾に戻って最初に発表した戯曲は二幕もので、「新生之朝」というタイトルであり、その内容は「寧南門」とは大きく異なっていた。

第一幕は、主人公の台湾娘、陳惠珠が養女に行った先の家でいじめられるところ、第二幕は実家に連れ戻されたところにした。

第一幕では、養家に同じ年ごろの娘がいて、この娘が陳惠珠をいじめる。張媽というおばさんが、こき使われている彼女を見つけて、長いあいだ音信不通だった陳惠珠の父親が成功して、街に戻ってきたことを教える。第一幕の終わりのところで、父親の陳老爺が現われ、感激の親子対面を果たし、かれは気前よく養家に金を払って娘を連れて帰る。

第二幕は実家へ帰った陳惠珠が、自堕落な生活をし、病気になる。これは当時の社会に対する諷刺のつもりだった。この病気を治そうというヤブ医者をついで三枚目にしたてて笑わせる。志中という若者が陳惠珠に好意を寄せ、愛情ある説得をして彼女を更生させようとする。だが、言うことを聞かないので、志中が捨てゼリフを残して出て行くというところで終わらせた³⁴。

王育徳の「新生之朝」が暗喩・暗示に満ちた内容で、陳惠珠がおそらく中国「復帰」後の台湾の状況を擬人化したものであり、その救いがこの段階では描けなかった（「気の利いた結末がどうしても考え出せなかった」「それはすべて台湾の今後にかかっていたからだ」³⁵）のに対して、游天徳「寧南門」は、「日本の新しい教育を受けた大学出の青年」が台湾の封建的・因習的な社会環境の中で自死を選ぼうとする少女を救う、という展開になっていた。つまり日本の知見・経験が台湾を救う物語として設定されているのである。これは、「密入国者の手記」が日本人読者を想定して描かれたテキストであることの、象徴的な表現であろう。

同様に、游天徳が発表したもう一つの戯曲「壁」が、貧困にあえぐ台湾人の人力車夫と、汚職と暴政の結果裕福になる中国人商人を壁を挟んで対比させるという物語であったのに対し、王育徳が発表したという「青年之路」は、ある学生が学校の備品であるモーターを盗み、その罪を被っ

た兄が警察に連行される様子を見て悔い改める、という筋書きであった。王育徳は、その情景描写の中に、海南島帰りで中国人に虐待されてきた台湾人元兵士が、

「中国が祖国だと？なんであそこがわれわれの祖国の一部であるものか」
「同胞だってさ、これが同胞に対する仕打ちか」

と泣きわめく場面を描き、これに無邪気に「光復」を祝う歓迎の歌を歌う小学生の行列を対比させることで、台湾の現状を諷刺したという³⁶。

游天徳の「壁」は、台湾における中国人（外省人）統治の非道を描いたものであるということであらすじだけで理解させる内容で、これもまた、小説内部で語られる物語内物語であることを十分に意識したものであった。一方、王育徳の「青年之路」は、実際に演じることと台湾人観衆へ訴えることを目的としたもので、大きく内容が食い違っている。

そして、この「壁」のいう戯曲も「モデル」が存在している。1946年6月、台北の中山堂で、同名の「壁」という演劇が上演されているのである。その内容や、舞台上に「壁」（仕切り）を設置して金持ち商人と貧しい家族を対比させる演出等、游天徳の「壁」は簡国賢の「壁」とほとんど同じである³⁷。簡国賢は二・二八事件後に共産党組織に入り、1953年に逮捕、1954年4月に処刑されている³⁸。「密入国者の手記」執筆段階で、邱永漢が簡国賢の死刑判決を知っていたどうか微妙なところだが、国民党政権に追われる立場になっていたことは知っていただろう。そのような反国民党政権作家の悲劇性を、ここで邱永漢は游天徳に重ねたのである。

「壁」は台北市でかなり話題となったらしく、故に邱永漢も強く記憶に残っていたのだろう。そのインパクトを「密入国者の手記」に流用したのだ。国を跨いで書かれたテキストであり、広く公開されるともわからない状況だからこそできる、大胆なやり方であった。

簡国賢「壁」の流用は、「密入国者の手記」が「日本人読者」に与える「台湾人の悲劇的状況」への印象を補強するのに、確実に有効であった。これによって日本統治に対する批判的姿勢よりも国民党支配への反発を強調することで、日本統治批判を弱め、「日本人読者」の心理を台湾人への共感・同情へ引き寄せよせることができるからである。この時、当然ながら、王育徳が実際にどのような戯曲を描いたかということは問題にならない。王育徳が演劇活動をしていた、という前提だけを、日本国内向けの文学テキストの中で最大限に生かすことが目的だからだ。つまり游天徳は、王育徳を基盤とした上に、二・二八事件前後の台湾人文化人の悲劇性を寄せ集め重ね合わせて創られた集合体なのである。

そしてもう一つ、游天徳と王育徳の間の特徴的な差異がある。それは、台湾から脱出した時期である。

王育徳は、先に述べたとおり、1949年7月4日に台湾を脱出した。つまり、二・二八事件で尊敬する兄を失い、家族・一族が大きな打撃を受けた以後も、二年半は台湾で生活していた。王育徳は自伝の中で、二・二八事件後の台湾が密告と監視の疑心暗鬼に満ちた社会になってしまったことを指摘し、その中で徐々に身の危険を感じていったことを記している。一方、游天徳は、二・

二八事件で兄の游文徳が消息不明となり、蒋介石の軍隊が台湾人を虐殺し始める中で、同 1947 年の夏には香港へ脱出する。王育徳よりも 2 年も早いのである (1948 年 10 月に脱出した邱永漢よりも早い)。そして、游天徳はその亡命が「今から丁度五年前の事」であると語る。つまり、游天徳の裁判がスタートしたのは 1952 年なのである。

ここで、改めて「密入国者の手記」の記述から、テキスト内の時間を確認してみよう。

冒頭で、游天徳は判事に対し、「私は本年二十九才になる台湾生れの青年で游天徳と申します。」と述べ、次のように続ける。

ご承知のやうに、私は昨年十月、日本に於ける居住権を獲得せんが為に、自分が不本意にも犯した不法入国に就いて自首して出ましたが、昨年十一月の第一回裁判に於いて強制送還の判決を下され、それに対して不服を申し立て、さらに上訴した第二審に於いても、原審通りの判決が下されました³⁹。

裁判は、游天徳が判事宛の書簡を書いている前年 10 月に始まっていて、テキスト内現在は、29 才となる年ということになる。これが何年かは、游天徳の年齢と、次の記述から確認できる。

戦争は漸く苛烈になり、文科系統の学生は徴兵され、毎日々々入隊する学生が増え、学園は日々さびれてゆくやうになりました。秋になると、台湾人と朝鮮人学生の志願兵制が施行されました。(略) 我々には勿論選択の自由はなく、唯志願するといふ自由——若しそれを自由というならば——だけがのこされてゐました。(略) 奇しくも私は満二十歳に三ヶ月足りない為に、志願資格を備へてゐませんでした⁴⁰。

これは、1943 年 10 月 20 日に公布された陸軍省令第 48 号「陸軍特別志願兵臨時採用規則」に対する台湾人大学生の状況である。王育徳は 1924 年 1 月 30 日生まれ (邱永漢は 1924 年 3 月 28 日生まれ) で、まさに「満二十歳に三ヶ月足りない」。この点、游天徳と王育徳の生年月日は限りなく一致に近づいているが、その游天徳が 29 歳になると述べる年は、1953 年ということになる。

つまり、「密入国者の手記」のテキスト内現在は、1953 年のいずれかの時点、おそらくは 1953 年 1 月頃ということになる (「本年二十九歳になる」ということは、まだ 28 歳であると考えられるため)。故に第一審は 1952 年 11 月に結審していて、第二審も同年末か年明けには終わっていることになる。

そして先に触れた通り、1953 年初めの王育徳は、まだ警視庁への自首は考えていなかった。「密入国者の手記」の中の出来事は、実際の王育徳のそれよりも約一年ほど早く進行しているのである。

このテキストが、モデルである王育徳の状況を一年前倒しにして語っている理由は何か。それは、読者に同時性を意識させるためだと思われる。邱永漢は、このテキストが読まれる時期は 1953 年の 10 月～12 月のいずれかであることがわかっていて、この時まで作家ではなかった邱

永漢は、当然「密入国者の手記」が21世紀になってまで読まれることまで想定していなかったであろう。このときの邱永漢にとって重要なのは、同時代に、即時に読まれることであったはずだ。なぜなら、第一にはそうでなければ台湾人青年・王育徳の苦境を世論に訴えることにならないうし、第二としては、このテキストは自分の作家としての技量が測られる、一種のテスト課題でもあると考えていたからであろう。

ゆえに、もしこのテキスト内の時間が王育徳の「事実」と完全に一致していた場合、1953年末にスタートした「裁判」は1954年に渡って続けられて行くことになり、新鷹会で朗読される時点では、「裁判」は全て未来のことになってしまう。1953年末から1954年初めの時期に何らかの雑誌に掲載されたとしても、やはり「空想の話」になってしまい、リアリティが失われてしまう。そうなれば、台湾人青年の苦境を訴えるという体裁にならないし、邱永漢の技量も目立たない。

しかし、「密入国者の手記」というテキスト内では「裁判」が一年早く進行し、ちょうど新鷹会の会員、あるいは掲載誌の読者がこのテキストを聞いた・読んだであろう1953年末前後の時期には「裁判」に決着がついているだろう、つまり実際に起きたことであり、その結末はどうなったのだろうか？という期待・不安を想像させる設定になっているのである。これを邱永漢の執筆戦略と考えるとき、その微に入り細をうがった方策は見事だといえるだろう。

このとき、「密入国者の手記」が「裁判」を舞台として設定したことには、非常に大きな効果がある。そもそもこのテキストの舞台が入国管理局で、書面審査と口頭審査を経た法務大臣への異議申立書の審査という体裁だったとしたら、游天徳の置かれた立場の緊迫感は強く伝わらなかっただろう。

それが、日本人判事と台湾人被告という対照性の中で、游天徳が日本統治への批判を抑え気味に、日本人に対し温情を求めるという構図は、想定されうる日本人読者の好感・共感を引き出しやすかったのではないだろうか⁴¹。また「裁判」を設定することで、日本の「法治」を持ち上げる意図もあったかもしれない。

邱永漢の執筆戦略において「日本で、日本人に、どのように読まれるか」という点は最も重要なことだったはずだ。日本を足がかりにしようとする当時の邱永漢にとって、それを見誤ることは致命的であったからだ。

邱永漢は法制度の専門家ではなく、密入国者が警察に拘束された後、どのような法で処分を受けるのかは知らなかったであろう。その意味で、邱永漢が「裁判」を想定したのは普通のことであったかもしれない。しかし、ここで書簡体によって、日本人に台湾人が自らの苦境に対する救済を願い出るといった構図を用いたのは、やはり非常に優れたセンスの表れだといえる。そして游天徳の苦境を個人のものでなく、台湾人全体の苦境に重ね合わせ表現したことで、このテキストは単なるデビュー作を超えて、台湾現代史に寄り添ったものとなり、読み継がれることになったのである。この段階においては、「裁判」という創作を持ち込んだことは、メリットしかなかったのだ。

第4節 邱永漢は「密入国者の手記」をどのように語ったか

邱永漢は、文化資源が乏しいと感じていた香港で日本から取り寄せた文芸誌を読んでいるうちに「自分にも（小説が）書けるのではないか」と思うようになったと述べ、それを実行につなげたのが王育徳の自首に関する件を聞いたときだった、としている⁴²。1953年の初秋、王育徳の追い詰められた事情を聞いた邱永漢は、この話は優れた小説になり得る——そして自分はそれを描くことができる——というひらめきのようなものを得たのではないか。

もちろん、自らの滞在許可が下りるかどうかもはっきりしない日本で「小説家」になろうと計画するのはかなり突飛な発想であり、少なくとも「密入国者の手記」を執筆した段階では、まだ「試してみる」程度の意識だったであろう⁴³。そして新鷹会で高い評価を得た、と聞いた段階でも、それだけで小説家になれるとは思っていなかったはずだ⁴⁴。邱永漢は小説家になるために日本へ移住したと述べているが、一方で日本滞在の資格は親族が日本で経営する工場の役員としてであった⁴⁵。当時の邱永漢は、パスポートも持っていない、無国籍者扱いの存在であった。そのような人物が「小説家になるため」という理由でビザが得られるはずがない。作家となり「金儲けの神様」となった後に書かれた邱永漢の自伝や回想は、その軽妙な表現と語り口から過去の悲壮感が失われがちだが、この時の邱永漢もまた、王育徳とは違う意味で、かなり追い詰められて日本にやってきたはずである。移住後になんらかの成果をださなければ、日本に滞在する資格が何時失われても不思議ではなかったからだ。邱永漢が友人・知人を次々にモデルにし、小説に描いていったことも、邱永漢の立場から言えば、生き残るための最適・最効率化された手段を選択しただけのことだったのだろう。

一方で、そうはいつでも、やはりモデルにされた側の立場にとっては、それは大きな機会損失になった。そして、まさに王育徳にとって大きな衝撃となったのである。なぜなら、王育徳もまた、作家を志し、自らの経験を描いていこうと考えていたからである。

近藤によれば、王育徳は1949年に日本へ密入国した後、1950年4月に東大に復学するまでの期間、中河与一の元で文学修行をしていたという⁴⁶。東大での学業と同時に、作家としての夢も抱いていたのである。しかし、邱永漢「密入国者の手記」の発表は、王育徳にとって青天の霹靂であったという。なぜなら、自分自身の経験、そして亡き兄のことは、まさに王育徳自身が自分の手で小説に描こうと思っていたテーマだったからだ⁴⁷。その後も「濁水溪」や「検察官」と、兄や家族を描いた小説が発表されるに及び、王育徳は、掲載雑誌を持ってやってきた邱永漢に対し、「君は自分の家のことを書けよ。僕の家族のことは僕が書くから」と話し、それ以降、邱永漢は王育徳のことは書かなくなったという⁴⁸。しかしそうだとすると、王育徳は自らの創作において最大の資産をすでに失っていた。そして邱永漢が間もなく直木賞を受賞するに及び、小説家への道を諦めたのである⁴⁹。

一方、直木賞を受賞した邱永漢は、しかしそれだけで順風満帆というわけではなかった。邱永漢は邱永漢で、常に日本国内における自らの立場・存在の不安定さと戦っていたからである。ゆえに邱永漢は、まず文壇・論壇や政界・財界の著名人とコネクションを作り始めた。それがいわ

ゆる「邱飯店」の活動に表れている。邱永漢は1954年半ばに檀一雄の知遇を得て、さらに佐藤春夫に紹介されるに及び、両者を自宅に招いて、妻の潘苑蘭の作る中華料理のコースを振る舞った。これが後に評判を呼び、多くの著名人が邱家を訪れ、その料理を楽しんだ。その様子は、後に邱永漢『邱飯店のメニュー』（中央公論社 1983年）にまとめられているが、頻繁に訪れた客の一人である作家の安岡章太郎が「邱飯店」について次のように語っている。

「日本人は食いしん坊だから、メシで釣って文壇に乗り出す」

というのが、そのころの彼の持論であったが、もし本気でそう考えていたのなら、これは彼の計算ちがいである。いくら日本の文壇の諸先生が食いしん坊のお人好しばかりだとしても、御馳走のお礼に邱を直木賞作家に売り出したり、原稿をドシドシ書かせたりするわけがない。彼が文壇で活躍したのは御馳走の才よりも文筆の才によることは明白である。おもうに彼は異境にあって、日本人の社会で暮らすことに、有形無形の負担を感じており、御馳走政策はそうした心の負担やらサビシサやらをまぎらわす手段の一つであったにちがいない⁵⁰。

戯画化されているが、安岡の「心の負担やらサビシサ」という書き方は、軽くはあるものの、亡命者・無国籍者として懸命に日本の文壇やジャーナリズムで生き残ろうとしていた邱永漢の心情の一端を凶らずも表しているとはいえないだろうか。日本という「異境」に家族とともに生きる邱永漢の心理的負担は、日本国籍を持って日本に暮らすことを当然と考えている日本人にはなかなか想像がつかないものであっただろう。そして、揶揄されようとも、邱永漢は各界の著名人を招く「邱飯店」を続けたのである。

邱永漢が直木賞受賞後にエッセイ「遼東之豚」を発表し、そこで「密入国者の手記」に触れ、「游天徳のモデルは自分の友人である」と書いたことも、その心理的な不安の表れという推測もできる。邱永漢は、游天徳のモデルが自分自身であると疑われるのを避けようとしたのではないだろうか。

「遼東之豚」を発表したのは短編小説集である『密入国者の手記』（現代社 1956年2月）出版直後の時期でもあった。おそらくこれより前に、「密入国者の手記」は『大衆文芸』関係者（およびその熱心なファン）以外にはほとんど読まれていなかったはずである。しかし、邱永漢が直木賞受賞者となったために『密入国者の手記』は単行本として出版された。この段階で、邱永漢は「密入国者の手記」への注目が高まることを予想したのであろう。この時、「游天徳とは邱永漢のことか？」と問われることは、非常に不安だったのではないだろうか。

「密入国者の手記」初出の『大衆文芸』1954年新年号には、作者・邱永漢の略歴と掲載経緯が描かれているが、そこには「編集部から問合せた略歴は別項の通りで、あまりに簡略すぎるが、これは作者の政治的立場上、やむを得ないことであるらしい」とされていた。同号掲載の「あまりに簡略」な略歴とは「一九二四年台湾台南市に生る。／台北時代「文藝台湾」同人。／一九四五年東京帝国大学を卒業。／一九四六年帰台／一九四八年香港に移住し、以来商業に従事

して現在に至る。」というもので、細かくみれば「游天徳」とは明らかに異なるが、「一九二四年台湾台南市生まれ」で「東京帝大」に通っており、後に「香港に」移動した点は共通している。これは邱永漢と王育徳の経歴が相似しているためだが、王育徳はこの時点では無名の学生であったため、読者側が想像できるモデルは邱永漢本人しかいなかった。「政治的立場上」経歴を詳しく語れない、という解説も、読者の好奇心を刺激する目的であったのだろうが、邱永漢にとっては面倒な説明であった。それでも、初出時点ではその点に大きな問題はなかった。この時はまだ、日本へ移住する前であったからだ。

しかし、1956年春の邱永漢は、経歴に疑いをもたれるわけにはいなくなっていた。日本国籍を持たなかった邱永漢は、定期的に入国管理局に手続きにいかなければならなかったであろうし、その際に、自分に「密入国」歴があると疑われるのは、立場上非常に恐れるべき事態だったであろうからだ。邱永漢が直木賞受賞後になって「密入国者の手記」は友人をモデルとした、と複数回触れたのは、そういう事情があったからではないだろうか。

邱永漢が游天徳のモデルが王育徳であるということを明らかにしたのは、冒頭で述べた通り、1971年発表の「私の金儲け自伝」においてである。この時、王育徳は明治大学の専任教員となり、社会的地位を確固たるものにしていた。台湾独立連盟のメンバーであり、『台湾青年』の発行人にもなっていた⁵¹。そしてその中で自身が国府の大使館からパスポートを発行してもらえない立場であることも実名のエッセイで明らかにしていた⁵²。このような状況から、邱永漢は王育徳の名前を明らかにしても問題ないと判断したのだろう。

同時に、1971年頃から、邱永漢は国府から台湾帰国の打診を受け始めていた⁵³。台湾への帰国には、期待と同時に大きな不安が消せなかったはずである。邱永漢はこの時、台湾独立運動家の中心人物・王育徳と長きにわたる親友であることを世間に示そうとしたのかもしれない。なぜなら、自分に「何か」あったら、それは国府による白色テロである可能性を世間に喚起することになるからだ。

邱永漢は、1971～72年の間、国府から三度帰国の要請を受け、それを「三顧の礼」に例えている。しかし一方で、国府の誘いに乗るべきかを、中央公論社社長の嶋中鵬二に相談し、もし台北で何かあったら自分たちがなんとかする、という激励を受けていた。それでもまだ安心できず、同行してくれる新聞社の記者を探し、新聞社にも断られた後、『週刊新潮』の記者に同行を引き受けてもらった⁵⁴。邱永漢は台湾帰国に際し、それだけの不安を抱えていたのである。

この場合、王育徳との関係を公開・強調することは、国府の不興を買わなかったのだろうか。その点、国府にも事情があったと考えられる。邱永漢は帰国当時、台湾独立運動の指導者として台湾の新聞紙面に報じられた⁵⁵。独立運動の大物が台湾に帰った、という構図を国府側も欲していたのである。この点について、王育徳は「釣った魚の大きさを誇示するための宣伝にすぎない」と批判的に書き残しているが⁵⁶、当時ほとんど台湾独立運動に関わっていなかった邱永漢の帰国を宣伝する上でも、日本における台湾独立運動の指導者的存在であった王育徳の名前は有効だったはずだ。「密入国者の手記」のモデルを公開したことの背景には、このような政治的な事情も存在したのではないかと。それもまた邱永漢にとっては、必死の生存戦略だったのではないだろうか。

むすびに

「密入国者の手記」のモデルが王育徳であると語り始めたのが当時の邱永漢の置かれた状況ゆえのことであったとすると、そこで「裁判」を事実化して語ったのはなぜだろうか。

王育徳の密入国について適用されたのはGHQの占領下に作られた出入国管理令であったが、この時期の出入国管理と外国人の国内滞在に関する法律・法令の対象は、端的に言って旧殖民地出身者であった⁵⁷。それらの人々が、日本国籍を喪失した後も日本国内に居住する資格をどのように認めるか／認めないかを決定していくために整備された法律・法令なのである。旧殖民地出身者の日本滞在資格が混乱している最中に密入国を自首した王育徳は、有馬元治や倉石武四郎といった社会的地位の高い保証人を揃えることで、客観的にはかなり無難に在留特別許可を得ることができたのだろう⁵⁸。

しかし、「自首する」ということ、あるいは「自首した」ということまでしか時期的に聞いていなかった邱永漢は、警察に自首した後に待っているのは「裁判」であると認識が直結してしまったと思われる。そして先に述べた通り、『密入国者の手記』で游天徳が第三審まで争ったのは、追い詰められ苦しんでいる状況と、日本人判事と台湾人被告の関係から、日本人社会において共感を呼ぶための演出だったのだ。

邱永漢は、この「演出」を1956年以降、事実であると語り始め、晩年の回想に到るまで修正せずにいた。その理由は当然ながら語られておらず不明のままである⁵⁹。

「密入国者の手記」は「裁判」という舞台が設定されているからこそ、游天徳の訴えが日本社会により強く響く、という効果が確実にある。そのためこの創作は非常に価値がある。その「裁判」が創作であるということ指摘するのは、このテキストの価値を下げることではない。邱永漢は事実を報道しようとしたわけではないし、発表したのは「小説」だったのだから当然だ。

しかしそうだとすると、邱永漢の「直木賞作家」としてのプライドが、一度「事実」と言ってしまったことを「間違いでした」とは言えなくさせてしまったのかもしれない。王育徳には『私の金儲け自伝』が邱永漢から贈られていたので⁶⁰、当然、読んでいただろう。ここで王育徳から「事実と違う」というクレームが来る可能性も、聡明な邱永漢は想像し得たと思われる。それでも「裁判」を事実と書いたのは、邱永漢が王育徳はクレームをつけたりはしない、と信じていたからではないだろうか。

実際、王育徳は「密入国者の手記」における「裁判」設定について一切触れていない。小説の創作部分に口を挟まなかったのもまた、王育徳のプライドの表れであったのか、と書くのは、想像の飛躍であろうか。

「密入国者の手記」を、その成立からその後の過程を確認することによって、邱永漢と王育徳という二人の台湾人青年とその家族が、安全を求めて亡命してきた1950年代の日本においても、様々な危機感の中で生きていたことがわかってくる。当時の日本は——あるいは現在でも——「外」からやってきた人々には冷淡であり排他的な仕組みをもった社会であった。個々の日本人に善良で温情を持っている人々がいて、日常的に多くの友好関係ができたとしても、社会の仕組

みがそのような感情を排除して作られ、機能している以上、亡命者にとって生きにくく、不安が消えない社会であることは変わらなかったであろう。

その中で、邱永漢の生存戦略は、状況や環境の求めるものに応じて様々な文章を書き、作家として文壇・論壇に生き残ることにあった。そして王育徳のそれは、学業に専念し学術界に自分の居場所を確保することにあった⁶¹。この過程で、王育徳は邱永漢に振り回されたことになるが、それでも両者の友情が維持されたのは、お互いに自分たちの立場を守ることの困難を「理解できていた」からではないだろうか。

彼らの経験した青春と生活と活躍の時代は、ただ過酷というだけでも足りない困難に満ちたものだったであろう。そして、日本で活動し、表現を行った亡命者のテキストに触れることは、日本が多様な社会であることを想像力から理解させてくれることになるのではないだろうか。「密入国者の手記」をはじめとする邱永漢のテキスト群——小説に限らない、20世紀後半から21世紀初頭に書かれたものすべてを含めて——には、表現の硬軟はあれども、今の世界のあり方や問題を、よりよく把握するための手助けになるものが存在していると考えられる。無論、王育徳が残したテキスト群にも同様のことが言える。

本稿は、そうした価値をより広く公開していくための一助を目指すものであり、そうであるために、今後の研究につなげていくつもりである。

注

- 1 「密入国者の手記」に言及している先行研究としては、以下のものが挙げられる。
垂水千恵「若き日本語詩人——台北高等学校時代の邱永漢」及び「早すぎた日本文学者——再び邱永漢」(『台湾の日本語文学 日本統治時代の作家たち』(五柳書院 1995年)所収論文)
岡崎郁子「忘れられた二・二八作家——邱永漢」及び「邱永漢——戦後台湾文学の原点」(『台湾文学 異端の系譜』(田畑書店 1996年)所収論文)
丸川哲史「亡命者のエクリチュール 「密入国者の手記」を読む」(『台湾、ポストコロニアルの身体』(青土社 2000年)所収論文)
本稿では批判的に触れている部分もあるが、これらの先行研究なくして本稿筆者は日本語文学及び邱永漢に関する研究はなしえなかった。また、近年では張季琳による一連の邱永漢研究も重要であり、後述するが本稿でもその成果を参考に挙げている。
- 2 日本統治期の台湾で1940年代の文藝活動の中心的存在であった西川満も、戦後に新鷹会同人となり、『キング』1949年2月号に掲載された「地獄の谷底」で戦後再開2回目の第21回(1949年下半年)直木賞候補となっている。2月号掲載のテキストが下半期の候補になったのは、同年11月発行の『現代小説代表選集5』(光文社)収録時を発表時点とみなされたからだと思われる。P.L.B. (川口則弘)「谷座さがして地獄まで〜第22回直木賞西川満の候補作」(https://prizesworld.com/naoki/kenkyu/kenkyu_K22NM.htm)を参照。
- 3 中谷治夫「第一章 新鷹会の成り立ち」『大衆文学への誘い 新鷹会の文士たち』(文芸社 2006年)7頁を参照。
- 4 邱永漢『私の金儲け自伝 邱永漢自選集8』(徳間書店 1971年)39-43頁を参照。
- 5 邱永漢『わが青春の台湾 わが青春の香港』(中央公論社 1994年)213-214頁を参照。
- 6 『週刊現代』1971年5月27日号から同年9月2日号まで連載。
- 7 邱永漢前掲「私の金儲け自伝」38頁より引用。
- 8 王育徳「投降の論理 『台湾青年』二十年の回顧(続)」『台湾青年』235号(1980年5月)を参照。
- 9 『邱永漢 短編小説傑作選 見えない国境線』(新潮社 1994年)の「まえがき」より引用。
- 10 ここでは邱永漢前掲『わが青春の台湾 わが青春の香港』と同じく邱永漢前掲『邱永漢 短編小説傑作選 見えない国境線』の「まえがき」を念頭に置いている。
- 11 野嶋剛「国民党のお尋ね者が「金儲けの神様」になるまで 邱永漢」『タイワニーズ 故郷喪失者の物語』(小

- 学館 2018年)では、近藤明理氏(後述)の記述を踏まえ、「ただ二人の友情は途切れることはなかった」と記されている。なお本稿筆者は電子版で所有しているためページ番号は定まらない。
- 12 岡崎郁子「文学の中の二・二八事件」(『台湾文学 異端の系譜』田畑書店 1996年所収)の96頁を参照。なお、岡崎はこの他に『黄霊芝物語』(研文出版 2004年)の中の「邱永漢」についての節と、「邱永漢と王育徳」(『台北高等学校創立90周年国際学術研究会論文集』国立台湾師範大学台湾史研究所 2014年所収)の中でも、邱永漢と王家の間の確執について触れている。
 - 13 丸川哲史「亡命者のエクリチュール」(『台湾、ポストコロニアルの身体』青土社 2000年所収)103頁を参照。
 - 14 岡崎前掲「邱永漢と王育徳」158頁を参照。なお注5に挙げた「投降の論理」でも、王育徳はモデルが自分だという客観的事実を書いているのみである。
 - 15 王育徳『「昭和」を生きた台湾青年 日本に亡命した台湾独立運動者の回想1924▶1949』(草思社 2011年)182頁を参照。
 - 16 この記事の中で、廖文毅及び台湾共和国臨時政府のメンバーも座談会に誘ったが参加しなかった旨が語られている。邱永漢はこの時期、臨時政府のメンバーと見なされていなかったことがわかる。
 - 17 王育徳前掲「投降の論理『台湾青年』二十年の回顧(続)」を参照。
 - 18 王明理(近藤明理)著・周華斌訳「關於父親王育徳の文学」『台湾文学資料集刊』第九集(2019年)を参照。近藤氏は「王明理」の署名でも文章を発表しているが、本稿では『「昭和」を生きた台湾青年』における署名である「近藤明理」に統一した。この資料を含め、近藤氏には多大なるご協力をいただいた。
 - 19 近藤前掲「關於父親王育徳の文学」73-74頁を参照。ここでは近藤氏にいただいた日本語原文を掲載した。
 - 20 1回目は審査官による審査、2回目は口頭審理官による口頭審理、3回目は法務大臣への異議申し立てとなる。竹内昭太郎「日本出入国管理法の特色及び問題点」『出入国管理行政論』(信山社出版 1995年)210頁を参照。
 - 21 王前掲『「昭和」を生きた台湾青年』294-295頁を参照。
 - 22 近藤前掲「關於父親王育徳の文学」70-71頁の日本語原文より引用。引用部分に続いて、竹内昭太郎が近藤氏に対し、王育徳の「密入国」はGHQの外国人登録令の対象になるため、入国管理局の扱いとなり「裁判にはかかっていない」と明言したという記述もある。近藤前掲「關於父親王育徳の文学」74頁を参照。
 - 23 王育徳「倉石武四郎先生と私」『台湾青年』185期(1976年3月)28頁より引用。
 - 24 裁判資料の保管期間は最長でも50年と設定されているため、すでに閲覧ができない。仮に保管されていたとしても、個人情報保護法から閲覧が許可されない可能性も高い。また、注目すべき判決や前例となる判決が下りた場合は、判例集等に収録される可能性もあるが、現時点でその中から王育徳の裁判記録は見つからない。
 - 25 王育徳前掲『「昭和」を生きた台湾青年』294-295頁を参照。
 - 26 王育徳前掲「倉石武四郎先生と私」28-29頁より引用。
 - 27 王育徳「パスポートを取り上げられるの記」『台湾青年』5期(1960年12月)27頁を参照。
 - 28 近藤氏にご教示いただいた。
 - 29 このとき王育徳の身元保証人の一人となった有馬元治(台北高で王育徳と同級生。戦前内務省に入省し戦後労働省へ移り、同省事務次官を経て衆院議員となる)はその回想録で、王育徳が有馬に自首の相談に来たのは吉田内閣の内閣官房参事官だった「昭和26年の秋」であり、そのとき王育徳は有馬に家族を台南に残したまま来ていると述べたと書いている。しかしこれは事実と合致せず、有馬の記憶違いである可能性が高い。また1953年の初めに有馬は労働省労政課長に異動しているので、王育徳の自首当時は内閣官房参事官ではない。同時に有馬は、王育徳の在留特別許可は「大学在学中」という期限がつけられていたと述べている。注59に後述するが、この条件により、王育徳は大学卒業後も、大学院、講師という形で学校に残り続ける必要があったことが推測できる。『有馬元治回顧録 第1巻 有馬元治オーラルヒストリー 民主化に賭ける台湾レポート』(太平洋総合研究所 1998年)の118-119頁及び550-551頁を参照。
 - 30 近藤氏にご教示いただいた。
 - 31 『妻と母の妊娠出産育児事典』(『主婦の友』1953年8月号付録)の「早期診断法のいろいろ」(47-49頁)によれば、この当時、妊娠検査については科学的診断法もあったがそれは動物実験を伴うもので、通常は医師による診察・診断の結果判定されていた。「早期」判定でも妊娠2~3ヶ月の段階であったという。近藤氏の誕生日から推測できる妊娠2~3ヶ月にあたる時期は9月上旬~下旬頃と考えるのが妥当であろう。
 - 32 邱永漢「密入国者の手記」(『大衆文芸』1954年新年号掲載の初出形)27頁より引用。
 - 33 邱永漢「密入国者の手記」27頁より引用。
 - 34 王育徳前掲『「昭和」を生きた台湾青年』239-240頁より引用。
 - 35 王育徳前掲『「昭和」を生きた台湾青年』240頁より引用。

- 36 王育徳前掲『「昭和」を生きた台湾青年』259-260 頁を参照。
- 37 陳芳明『台湾新文学史(上)』(東方書店)の「第九章 戦後初期台湾文学の再建と頓挫」244 頁及び歐素瑛「演劇與政治：簡国賢的戲夢人生」(『台湾学研究』第16期 2013年12月)187 頁を参照。当時、「壁」は陳儀の台湾省政府によって上演禁止となっている。この簡国賢「壁」の存在については、本稿の査読担当の方にご教示いただいた。なお、王育徳もこの「壁」の存在を知っていた。『台湾青年』226期(1979年8月)の「戦後台湾文学略説(上)」18 頁の中で、簡国賢「壁」を自身の「新生之朝」「青年之路」と並べて、台北、台南市民をそれぞれ沸かせた、と述べている。
- 38 歐素瑛前掲「演劇與政治：簡国賢的戲夢人生」181 頁を参照。
- 39 邱永漢前掲「密入国者の手記」22 頁より引用。
- 40 邱永漢前掲「密入国者の手記」25 頁より引用。
- 41 丸川前掲「亡命者のエクリチュール」(『台湾、ポストコロニアルの身体』青土社 2000年所収)115-116 頁を参照。丸川は『「密入国者の手記」の真迫性は(略)つまり読者を日本人にしている点にあるといっても過言ではない。』と鋭く指摘している。
- 42 邱永漢前掲「私の金儲け自伝」34 頁を参照。
- 43 黄富三『林献堂伝』(国史館台湾文献館 2006年)及び張季琳「邱永漢と林献堂」『天理台湾学会報』第二十七号(2018年6月)によれば、林献堂の日記である『灌園先生日記』(中央研究院台湾史研究所)の1950年～1954年の記事の中に、台湾民主独立党のメンバーとして廖文毅等と共に東京の林献堂邸を邱永漢が訪問してきたと書かれている。張季琳はこのうち1953年6月3日の記事の中に、「邱炳南(邱永漢)が党の名を使って詐欺行為を働いたために除名された」という記述があることを指摘し、ここで独立運動から離れたことが、邱永漢が作家活動に向かったきっかけであると推測している。張季琳によるこの発見は邱永漢研究にとって非常に重要なものであるが、邱永漢が「密入国者の手記」を書き得たのは、王雪梅の妊娠を知って王育徳が自首を決めたことを知ったからである。それは邱永漢にとって偶然の情報であったことを考慮すると、台湾民主独立党からの除名が作家活動への転身に影響している可能性はたしかに考えられるが、確定するには追加の根拠も必要となるだろう。
- 44 邱永漢は、「密入国者の手記」を西川満に託した後、西川に促され『オール読物』の新人賞である「オール新人杯」に「龍福物語」という短編を投稿している。邱永漢は、これが最終候補に残ったことで、小説家としてやっていけるかもしれないと思った、と証言している。小説家として立つためには「文学賞」が必要だという認識を持っていたことがうかがえる。これは、後に邱永漢が芥川賞、直木賞を狙って活動していったことの裏付けにもなるであろう。邱永漢前掲「わが青春の台湾 わが青春の香港」212-213 頁を参照。
- 45 邱永漢前掲「わが青春の台湾 わが青春の香港」213-214 頁を参照。
- 46 近藤前掲「関於父親王育徳的文学」65-70 頁を参照。王育徳は王莫愁のペンネームで、中河主宰の同人誌『ラ・マンチャ』に習作を発表していたという。
- 47 近藤前掲「関於父親王育徳的文学」68 頁を参照。近藤は、「密入国者の手記」発表は王育徳にとって全くの「晴天霹靂」であった、と記している。
- 48 近藤前掲「関於父親王育徳的文学」69 頁を参照。
- 49 近藤前掲「関於父親王育徳的文学」65-70 頁を参照。「不久、邱永漢便以作品《香港》獲得1955年度の直木賞。這是台灣人首次獲得於日本文壇的大獎。／就這樣、王育徳放棄成為小說家的夢想。」
- 50 安岡章太郎「金を想うごとく友を想う 邱永漢」『良友・悪友』(新潮社 1966年)134 頁より引用。
- 51 王育徳前掲『「昭和」を生きた台湾青年』303-306 頁を参照。
- 52 王育徳前掲「パスポートを取り上げられるの記」27-29 頁を参照。
- 53 1971年頃から邱永漢に対して国府の接触があり、翌1972年、邱永漢は台湾へ帰国した。その経緯については、和泉司「「国籍」と「選挙」——邱永漢1980年参院選出馬の意味と意義」(『多元文化交流』第12号 2020年)78-79 頁を参照。
- 54 『私の金儲け自伝』の1977年出版の徳間書店版以降に増補された「台湾へ帰るの記」を参照。ここでは1982年出版の日本経済新聞社版に拠った。195-198 頁。邱永漢は金大中事件(1973年)と「同じようなことが起こるかもしれない」と不安を抱いていたと述べている。
- 55 王育徳前掲「投降の論理『台湾青年』二十年の回顧(続)」29 頁を参照。
- 56 王育徳前掲「投降の論理『台湾青年』二十年の回顧(続)」29 頁を参照。
- 57 竹内前掲「日本出入国管理法の特色及び問題点」の章全体を参照。
- 58 竹内前掲「日本出入国管理法の特色及び問題点」の章全体を参照。注57も含め、この点筆者には専門外の法的事項が説明されているため、理解が及ばない点があることもあらかじめお詫びしておく。また、「無難に」

とはいえ、王育徳とその家族の負担は非常に大きかったのは間違いなかったであろう。

- 59 晩年の回想である邱永漢「時代の証言者」（『読売新聞』）の2011年7月4日付記事においても、王育徳が第三審に至ったことを知って「密入国者の手記」を執筆したと述べている。
- 60 東京外国語大学図書館の王育徳文庫に、邱永漢のサイン入り『私の金儲け自伝』が所蔵されている。
- 61 王育徳は諧謔的であろうが、自身が大学から大学院へ進んだのは学籍があると滞在許可が延長されるからだ、と述べている。注28に先述したように、学籍や講師ポストを失うと在留特別許可の条件が失効するという深刻な理由もあっただろう。大学院を出た後も日本で暮らすことができたのは、明治大学で講師のポストを得たからであり、国府の大使館員が明治大に王育徳を辞めさせろと怒鳴り込んで来たときも大学側が校風を盾に防いでくれたという主旨のことを述べている。王前掲「パスポートを取り上げられるの記」27頁を参照。

〈付記〉

本稿は、公益財団法人日本台湾交流協会の2019年度共同研究助成事業（人文・社会科学分野）に採択された研究計画「日本と台湾における〈戦争〉表現の比較研究——1940～1950年代の変遷から考える」の成果の一部である。

本文及び注でも触れたが、本稿執筆にあたっては、王育徳のご遺族である近藤明理氏に多大なご協力をいただいた。近藤氏には、本稿執筆に際して多くのご助言・ご証言をいただいた。近藤氏のご協力なくして、本稿を作成することはできなかった。ここに深く感謝の意を表する。なお注では「近藤氏」と記したが、本文では敬称を省略させていただいた。

また、呂美親氏、赤松美和子氏にも資料調査や意見交換などに際し、様々なご協力をいただいた。深く感謝の意を表する。

(2020年10月15日投稿受理、2021年3月9日採用決定)